

諸外国における証券取引規制違反行為に対する民事・行政制裁金制度

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	香港
導入年	1984年 (インサイダー取引) 1990年 (証券規制違反全般)	2001年	1994年 (通知・公告義務違反) 2002年 (相場操縦)	1990年	1999年	1991年
執行機関	証券取引委員会 (SEC)	金融サービス機構 (FSA)	連邦金融監督庁 (BaFin)	証券取引委員会 (COB)	金融監督委員会 (FSC)	市場違法行為審判所(MMT) [監督業者に対する行政制裁は証券先物監視委員会(SFC)にも権限あり]
対象行為	連邦証券規制違反全般	インサイダー取引及び相場操縦(何人も) 金融サービス市場法違反全般(認可業者) 上場ルール違反(発行企業)	相場操縦及び開示義務違反	インサイダー取引など市場不正行為	開示義務違反及び証券会社による不当な信用供与	インサイダー取引など市場違法行為

主要国における証券取引規制違反行為に関する民事責任規定

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ
規定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不実開示 ・インサイダー取引 ・相場操縦 <p>を行った者は、当該行為によって生じた損失を被害者に賠償する責任を負う旨が証券諸法に規定されている。</p>	<p>上場明細書に責任を負う者は、明細書の適用を受ける証券の取得者で、虚偽又は誤解を生じさせる記載がある明細書により損害を受けた者に対して、損害を賠償する責を負う。</p>	<p>故意・過失により、開示義務に違反した証券発行者は、損害を被った投資家に賠償する責任を負う。</p>

(注) フランスについては、金融法典上、証券取引規制違反に関する民事責任は規定されていない。

主要国における証券取引規制違反行為に対する差止命令制度の概要

国名	アメリカ	イギリス	フランス
導入年	1933年	2001年	1990年
執行機関	証券取引委員会（SEC）	金融サービス機構（FSA）	証券取引委員会（COB）
対象行為	連邦証券規制違反全般	法令違反及び市場不正行為（インサイダー取引・相場操縦）	COB規則違反行為（行政手続き） 法令違反行為（裁判所に請求）

（注）ドイツについては、証券取引法上、差止命令に係る規定はない。